

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長

廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策に係る特例について

標記については、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」（平成 13 年 4 月 25 日付け基発第 401 号の 2。以下「対策要綱」という。）及び「『廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱』の運用に当たり留意すべき事項について」（平成 26 年 1 月 10 日付基安化発 0110 第 1 号。以下「運用通達」という。）により関係事業場への指導を図ってきたところである。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一部の化学防護服の需給がひっ迫している状況を踏まえ、下記のとおり特例的な取り扱いを認めることとしたので、関係事業者等に対する指導に際しては遺漏なきを期されたい。

なお、本特例は、新型コロナウイルス感染症による貿易上の問題により、「浮遊固体粉じん防護用密閉服（JIS T8115 タイプ 5）」が入手できない状況にのみ適用するものであることに留意されたい。

記

1 特例の対象となる保護衣の種類

対策要綱別紙 3 に記載する保護衣のうち、「浮遊固体粉じん防護用密閉服（JIS T8115 タイプ 5）」の保護衣で、耐水圧 1000 mm 以上を目安とすることとされているもの

2 特例の内容

EN ISO 13982-1 Type5 に適合する型式の保護衣であって、JIS T8124-2 に定める微粒子エアロゾルに対する全身化学防護服内部への漏れ率試験に合格したことを製造者が明らかにする書面が添付されているものは、対策要綱別紙 3 における「浮遊固体粉じん防護用密閉服（JIS T8115 タイプ 5）」に相当するものとして取り扱って差し支えないこと。なお、対策要綱別紙 3 において、当該保護衣は、耐水圧 1000 mm 以上を目安とすることとされていることに留意すること。

3 特例を認める理由

JIS T8115 タイプ 5 及び EN ISO 13982-1 Type5 は、ともに ISO 13982-1 に準拠した規格であり、JIS T8115 タイプ 5 及び EN ISO 13982-1 Type5 に適合する型式の保護衣は ISO 13982-1 に適合する型式の保護衣とほとんどの項目について同等の性能を有することが確認できたが、EN ISO 13982-1 Type5 は、JIS T8115 タイプ 5

で規定する完成品検査を求めていることから、当該検査項目について追加試験を行い、合格したものについては、特例的に JIS T8115 タイプ 5 に適合する型式の保護衣と同等と認めることとしたこと。